

2017岡山スカウトキャンポリー

安全管理ハンドブック



2017/8/6~8/11

日本ボーイスカウト岡山連盟

安全管理ハンドブック

第1章 総 則

1、2017岡山スカウトキャンポリーにおける安全管理(基本原則)

- (1) 安全は全てに優先する。自分の安全は自分で守り、また、定められたルールや注意事項を守って、参加者一人一人が健康安全と事故の発生防止に努め、楽しく快適な活動ができるように心掛ける。
- (2) スカウトは、他のスカウトと協力して、互いの安全を確認し助け合って活動するとともに、所属隊長および関係指導者の指示に従って行動する。
- (3) 指導者は集散の移動および大会期間中を通じて、常に安全指導・安全管理について万全の配慮をする。また、定められた注意義務を履行し、安全確保が習慣化するよう指導する。
- (4) 参加者が自己の不注意または違反行為が原因で事故を起こした場合、保険金が支払われないことがあるので注意すること。

2、安全組織と業務

2017岡山スカウトキャンポリーの安全管理に関することを掌握するため、大会期間中に、統轄安全管理者、安全管理者、ならびに安全係をおく。
管理者および安全係は、安全に関する助言と勧告を行うとともに、責任者の指示に基づいて指導、監督を行う。

管 理 者	名 称	担 当 者	役 務
	統轄安全管理者	実行委員長	会期中の安全管理に関する全ての事項を統轄し、大会長を補佐する
	安全管理者	安全・救護担当実行委員 野営管理担当実行委員	運営部門の安全管理に関する事項を統轄し、統轄安全管理者を補佐する
	安全係	参加各隊で指名された者	現場の安全係を担当する

3、安全会議

(1) 統轄安全会議

統轄安全管理者は、必要に応じて管理者を招集し、自ら議長となって開催する。(安全管理ハンドブック熟読)

(2) 安全会議

安全管理者は、必要に応じて安全係を招集し、自ら議長となって開催する。(安全管理ハンドブック熟読)
「各隊・各地区で安全係を中心に会議を開き、安全に関する情報共有と意識高揚に努めること。」

第2章 生活における安全管理

大会で安全で快適な生活をおくるには、指導者・スカウトとも予想される危険の予防に努め、安全を先取りすることが重要である。安全管理者は生活に関する全般にわたって安全管理の指導と監督を行い、参加隊では安全係を中心に安全のために必要なチェックリストをつくり、安全の指導を行う。

1、健康

参加者は基本日課を厳守し、食事・睡眠・排泄・更衣・清潔等の基本事項を身に付け、健康に留意した快適な生活環境の保持と時間の管理により、節度のある生活をおくる。

- (1) 出発まで規則正しい生活をおくり、体調を整える。
- (2) 出発前1週間の健康状態に異常がないか確認する。
- (3) 参加期間中をとおして定時に健康調査を行う。
- (4) 健康と安全の基本となる洗顔、手洗い、水浴び、着替えを遂行する。
- (5) 肌着の着替え、衣類寝具類の乾燥、テント内外の乾燥に留意する。
- (6) 活動中は常に健康保険証のコピーを所持し、緊急の場合には連絡や対応ができるようにする。
(※各隊指導者も健康保険証のコピー(2枚目)を預かり管理するとともに緊急の時に対処する。)
- (7) 活動中に体調がおかしくなった場合は、無理をせず大会休憩所を訪ねる。

2、安全管理

(1) 周囲の状況の観察

- ① 生活、活動する場所をよく観察する。活動場所の地形、建物の通路の段差、ドアの開き方、人の動きなどよく観察し、対処の方法を考えておく。

② 危険な箇所がある場合そのままにせず、大会本部に通報する。

また、生活区域では整理・整頓に心掛ける。

③ 会場外での活動(場外プログラム)では、交通安全十分に注意する。

会場内においても大会業務や一般の車両が往来するので注意する。

⑤ 夜間の行動時には懐中電灯を携行する。

(2) 正しい用具の使用

① 設営時の用具の使用は、平素の訓練の成果を示すよい機会であることを念頭において行う。

② ナイフ等の刃物の扱い方の安全管理を徹底し、刃物による傷を負わないように特に注意する。

ケガは楽しい活動の妨げになることを喚起する。特に刃物の携行については必要な時だけの携行とする。

(3) 食中毒の防止:食中毒予防の3原則

食中毒の大部分は細菌によるもので、食中毒を防ぐには、次の3つのことに注意する。

① 清潔の原則(食中毒菌をつけない)

② 温度の原則(食中毒菌を殺す)

③ 迅速の原則(食中毒菌を増やさない)

この3原則とともに「食品の保持」から「残った食品」までについて、食中毒を予防するための4つのポイントを守ること。

① 食べ物を保存するとき

腐敗や変質を防止するために、保管場所にフライ等を設置して直射日光や雨があたらないように配慮する。

② 食事をするとき

(ア) 食卓につく前に手を洗う。

(イ) 清潔な手で、清潔な箸等を使い、食事をする。

(ウ) 少しでも怪しいと思ったら、口に入れず捨てる。

(食材が変質したり、味が変わっていたりした場合には、直ちに食事を中止して隊長の判断を仰ぐ。)

③ 食べ物が残ったとき

残った食品は、できる限り廃棄する。

④ 持参したコップ等は使用したら洗い、清潔に保管する。

(4) 有害(毒)動植物等の被害防止

今大会の会場(場外)で想定される有害(毒)動植物による危険は敷地内外の森や藪で毒蛇に噛まれる、

ハチ、ブヨに刺される、ウルシに触れ、かぶれる等がある。その回避・対処方法としては、

① 肌の露出面をできる限り少なくするために、長袖、長ズボンで活動する。特にハチは黒い物や

動く物を攻撃の目標にする習性があるので注意する。

② 二次災害を避けるため、救助者の安全確保を必ず確認する。

③ ハチに刺された場合は、以前ハチに刺された経験があるかどうかを確認し、ショック症状が見られる場合は直ちに大会本部に連絡をする。

④ 蛇類にかまれた場合は、毒の拡がりを避けるために、安静な保持と局所を清潔に保つように心がけ、傷より心臓に近い部分を縛り、毒が全身に回らないようにする。毒を口で吸い取ったりせず、直ちに大会本部に連絡をする。

⑤ 有害動物(クマ、イノシシ、野犬、ハチ等)に出会ったときは、急に逃げ出したり、威嚇等の刺激を与えたりせずに、遠ざかる。また、有害動物を発見した場合は直ちに大会本部に連絡をする。

過去に行われた蒜山地区でのキャンポリーではブヨ等による被害が多く見られる。

状況に適した長袖、長ズボン等の服装と虫よけ剤の使用、初期治療(ブヨ用の虫さされ剤)によって被害の防止と症状の緩和に心掛ける。また、マダニ等あらゆる害虫を想定し、対策を講じる。

(5) 火災防止

① 野営地では直火・裸火は禁止する。

② 参加者は、火気の取り扱いおよび火災発生の予防に万全の注意を払う。火気を使用する場合は消火用の水を備えること。

③ テント内での裸火の使用を禁止する。テント内での照明については、安全を考慮した器具を使用する。

④ 喫煙については、指定された場所で喫煙し、それ以外では喫煙しない。

⑤ 火災が発生した場合は、直ちに周囲に伝えるとともに応急処置(消火)に努め、大会本部に急報する。

(6) じん芥

① 大会には予め不要なものは持ち込まないよう配慮し、残材やゴミは最小限にする。

② 会期中は生活環境を良好に保つために、隊長の指示に従い、じん芥を分別して指定された場所に集積する。

(7) 使用が許可されていない場所への立ち入り禁止

危険な箇所や他団体の専用利用の等の理由から立ち入り禁止区域を設ける場合があるので注意する。

(8) 共同使用施設

会場内の水道、シャワー場室、トイレ等は共同で使用するので、お互いに清潔に使用するよう心掛ける。

3、天候・地震等への対策

(1) 熱中症・日焼け防止

熱射病(日射病)、熱疲労、熱けいれんを総称し、熱中症という。いずれも、高温環境下に長時間立っていたり、作業していたりするときに起こり、体温調節や血液の流れが阻害され、熱が発散せず、いわゆる「うつ熱」と水分および塩分の欠乏が原因である。日常よく出会う日射病は、頭部または頸部に長時間、直射日光を受けた場合に起こる。また、過度の日焼けは体力を消耗し、日射病や熱傷を起こし、最悪の場合は入院加療が必要な場合がある。晴天時は当然、曇りでも紫外線は強く、油断していると、すぐに重症になる場合がある。

隊サイトにフライやタープを張り日陰を確保し、テント内の換気に注意するとともに、次の事項に留意する。

- ① 首筋や背中を直射日光にさらさないよう、作業帽と服装に注意する。
- ② 炎天下での作業に際しては、適時、日陰での小休止、水分、塩分の補給に配慮する。
- ③ 野営日課に基づき、食事と睡眠を十分にとる。

(2) 雷対策

落雷の持つ巨大なエネルギーからみれば、人間の絶縁保護作用は皆無に等しく、人への落雷は、金属類を身に付けているかいないかにかかわらず、人そのものが電流の良導体であることを理解する。また、落雷は、金属、非金属にかかわらず、高く突き出ているものに落ちやすい。

これらのことから、雷が発生した場合には次の事項に留意する。

- ① 雲が接近して大粒の雨がともなうときは、雷曇がすぐ頭上にある。大粒の雨はヒョウやアラレになりそこねたもので、落雷直前を意味するので、直ちに安全地帯に退避する。
- ② 雷雲の進行方向とは逆の方向の山陰や、稜線より低い森林地帯に退避する。屋根、水辺、広場、高い木の真下は危険。
- ③ 高いポールや樹木(樹木の場合は、枝先・葉先)から必ず4m以上離れる。4m以上の距離をとらず、また、木の近くに立っていることは、平地に立っているよりも危険をとまなう。ポールや樹木が4m以上の高さの時は、その根元から4m以内の範囲で、姿勢をひくくしてしゃがむ(頂点を45度の仰角でみる範囲に入る)。なお、送電線や配電線の高さの2倍幅の帯状域内も保護範囲となる。
- ④ 密集して歩かない。また、テント内でも密集せず、テントの支柱や屋外のポールからもなるべく離れる。
- ⑤ 退避中の避雷姿勢は、両足を抱え込むようにしてしゃがみ、周囲の物体よりも頭を低くする(頭部付近の電位を低くする)。
- ⑥ 被害を小さくするために、頭部や胸(心臓近く)から上には絶対に金属類をつけない。ヘアピン、バッジ、眼鏡、ネックレス、ピアス、腕時計等ははずし、ズボンのポケット等に入れる。雨が降っていても傘はささない。なお、金属類をはずしていても少しも安全になったとはいえない。むしろ腕などに金損類をつけていることによって人体表面に沿った放電を起こしやすく、体内方面への電流の流れを変え、身体の外側方向に導く働きをする場合もある。

(3) 風雨対策

- ① 風雨に備え、キャンプサイトを設営するときから地形と水路をよく確認する。
- ② テント等の張り網は、気象の変化に対して絶えず張り具合を調整する。
- ③ 非常の場合に備えて個人装備品を整理し、濡れないように配慮する。
- ④ 台風や豪雨等によって屋外での活動が困難になった場合、危険が予測される場合は、スカウトの安全を確保すると同時に大会本部に連絡をし、その指示従って行動する。
- ⑤ 台風の接近や天候の悪化について、大会本部は参加者へ注意事項、プログラムの予定などについて案内を行う。

(4) 地震

地震については、予測が困難であるが、特に屋内(テント内)で地震が発生した際には、火気を使用している場合は直ちに消火し、頭を抱え落下物を防ぐ。また、電灯やガラス戸に近づかない。

(5) 霧

霧が発生した場合、会場周辺で道に迷う危険がある。また、霧の中、雨具を付けずに長時間活動をすると体温が低下し危険な状態になる。道に迷った場合は、

- ① いたずらに動き回らず、大声を出す、笛を吹くなどして、仲間と連絡を取り合う。
- ② 霧の晴れ間を見て道路を探す。
- ③ 設置してある標識を利用し、方向を確認する。

(6) 緊急待避

- ① 実行委員長は、台風や豪雨等によって野営生活が困難であると判断した場合に速やかに大会長に連絡するとともに、待避命令を発令する。
- ② 退避の指示を受けた参加隊は、時間の許す限りキャンプサイトを整理し、一部の指導者が残留し事後の監視を行う。
- ③ 退避する参加隊は寝具、個人携行品を取りまとめ、緊急集合場所に移動する。(津黒高原荘)
- ④ 運営部門チーフは、退避者退避者およびその待避先を把握し、運営部門会議と連絡を密にする。

第3章 プログラム活動における安全管理

1、基本

プログラム活動において事故を防止するには、関係者が方法、実施場所・施設、用具、人員等について、常に安全管理に即した対応をすることが求められている。また、参加者の安全管理にかかわる注意義務を十分につくすことが必要であり、それぞれの立場で事前の検討と実施にあたっての安全対策を講じなければならない。

2、安全管理の方法

(1) 活動方法の安全管理

プログラム活動の実施にあたっては、段階を追って、ゆとりを持って展開する。活動は一般的には準備運動に始まり、主たる活動の展開、そして整理運動の順となるが、技術の難易度、実施時間の長短、時期等についても留意する。

(2) 場所の安全管理

- ① プログラム活動は、活動の目的に適合した施設で、周辺の状況を十分に把握したうえで実施する。事前調査を十分に行い、緊急時に備えた対応策を整える。
- ② 場所の整備が不十分なために危険な状況が予測される場合には、一時活動を中止して、ただちに修復する。
- ③ 修復不可能の場合には、そのプログラムを中止する。
- ④ 気象条件が著しく悪化して危険な状況が予測される場合には、関係者と協議のうえ、そのプログラムを中止する。

(3) 用具の安全管理

プログラムに使用する用具は常に点検を行い、破損した用具は絶対に使用しない。

(4) 人の安全管理

活動の主体となる人をめぐる安全管理は、身体の状況等、心の状況等、複雑な要素を含む。このため、健康観察による的確な指示と、参加スカウトからの自主的な健康申告を行い、小さな異常や変化の有無に気を配る。

3、安全指導について

参加者一人ひとりに安全について理解させ、安全確保が習慣化するように指導し、次の事項について十分理解させる。

- (1) 活動中に常に健康保険証のコピーを所持する。
(隊指導者も健康保険証のコピー2枚目を預かりカバン等に入れて紛失しないように保管する。)
- (2) ルールを守る。
- (3) 自分の行動に責任を持つ。
- (4) プログラムの正しい実施
- (5) 用具の正しい利用
- (6) 健康状態の把握
- (7) 適正な服装と的確な行動

4、場外プログラム安全管理

場外プログラムの実施にあたっては、周囲の状況を良く調査し、また、参加スカウトの体調等を十分考慮に入れ、安全体制を整える。

- (1) 大会本部との連絡方法を確認しておく
- (2) 十分にゆとりをもった時間配分をする
- (3) 交通法規を遵守する
- (4) 建物の状況を調査する
- (5) ルールを守る
- (6) 予測される行動への対策を立てておく
- (7) 乗り物への乗降、停車車両の前後の歩行などに十分注意する

(8) 引率指導者は、常にスカウトの人員把握に努める

※ 安全管理の6要素

- ・指導者の安全態度・安全能力
- ・行動の安全

安全のルール厳守＝安全3原則を守る、安全行動4要素を守る、年齢・技能に見合う行動、一作業・一点呼、危険予知能力の養成＝最悪時避難訓練、ハイキング・軽登山は実踏結果をふまえた行動、作業と疲労

- ・服装装備の安全

行動目的に見合う服装、最小精鋭の装備・最大効果、使いこなせる装備を、使いこなせる技能を、平常の手入れ・事前の点検、美的服装より質的服装

- ・生活と健康の安全

正確なキャンプテクニック、流れを考えたサイト設計、清浄清潔・整理整頓、健康の3原則、健康管理・衛生管理、栄養と休養、心身の環境変化の順応、疫病の早期発見

- ・環境の安全

- ・野営地の適正、季節と天候、地形への注意、環境にははやく順応、環境に即応する心身・服装、突然災害への対応

可燃物の安全

・火に対する安全知識、野火・林野火災のおそろしさをしらしめる(安全学習)、安全管理者の任命、保管場所の周知徹底、火を使う所・必ず水・砂、前後・左右と上をみて点火、天候・風と水

工具と刃物の安全

・事前の点検・事後の整備、取り扱いルール厳守、使いこなす技能、修理技能、目的外使用の禁止

第4章 救急・救助態勢

1、休憩所

参加者の健康管理と軽易な傷病に対して一時的に休憩所を設置する。

2、対応

(1) 傷病者は、参加隊指導者(または近くにいる大会実行委員)による応急手当てを受け、傷病の程度により必要と判断された場合は、参加隊指導者(または大会実行委員)の判断のもと、病院へ搬送する。

ただし、緊急を要する場合には直接消防署に搬送を要請する。

(2) 病院での診察治療費は自己負担となるため、参加者は健康保険証のコピーを2枚持ってくる。

コピー1枚は隊指導者がカバン等に入れて紛失しないように保管し、もう1枚はスカウト自身常に携行する。

[地域の救急病院]

湯原温泉病院(内科・外科・整形外科・皮膚科・放射線科他)

岡山県 真庭市下湯原56 Tel 0867-62-2221

勝山病院(内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・外科・整形外科・眼科他)

岡山県 真庭市下湯原本郷1819 Tel 0867-44-3161

近隣消防署

真庭消防署 湯原分署

近隣警察署

真庭警察署 中和駐在所

3、緊急連絡先

参加者は、住所以外に緊急連絡先がある場合には、健康保険証のコピーにその連絡先と電話番号を記入する。

4、参加隊長の確認事項

各参加隊長は、次の事項を確認する。

- (1) 近親者・所属団関係者への連絡。
- (2) 帰宅を必要とするときには、その手続き、方法を所属団関係者と協議する。

5、事故発生時の一般原則

内容	方法
被害者に対する措置	傷病の程度に応じて、人命救助、健康保全のための必要適切な処置を行う。
大会本部への通報	「いつ、どこで、だれが、どうしたか」を通報し、「今しなければならないこと」の指示を受ける。
搬送	傷害の状況に応じて大会本部へ相談し、参加隊指導者(または実行委員)の判断によって病院に運ぶ。
証拠の保全	現場写真の撮影、事情聴取、図面の作成、目撃者の所属・氏名の確認に留意する。
報告	大会本部に、事故災害の状況を報告する。

6、応急手当の一般的注意事項

指導者は事前にテキスト等にて救急処置方を再確認し、適切な処置を実施し、参加者に不利益が被らないように常に知識を整理し、救急対応の心得をしておく。

そして、救助にあたるものは、当事者の生命を救うため、沈着冷静・迅速・的確に次の処置をとる。

- (1) 意識の有無・傷の状態・症状等を考えて楽な姿勢で寝かせる
- (2) 重度の傷病者は、意識の有無、呼吸の有無、心臓停止の有無、体温、頭部のケガの有無を調べる。
- (3) 一刻も早く手当てを要する傷病者を、素早く救急のための応急処置をする。

- ① 出血・・・止血法
- ② 心肺停止・・・気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、AED(自動体外式心臓動器)の使用
- ③ 熱傷・・・水をかけて冷やす。衣服着用部位であれば衣服の上から水をかける
- ④ 意識不明・・・横向きに寝かせて誤飲防止、窒息防止、症状観察
- ⑤ 捻挫・骨折・・・固定して冷やす

- (4) 外気温や症状に応じて毛布等で保温する。

- (5) 以下の症状の場合には飲み物を与えない。

- ① 意識がない者
- ② 頭部、胸部、腹部に損傷がある者(損傷の疑いを含む)
- ③ 手術が必要と予測される者
- ④ 吐き気のある者
- ⑤ すぐに医師の診断が受けられる者

- (6) 搬送前に傷病者の様子をよく観察し、緊急手当てを施した後、患部、安静を要する部位を保護しながら、頭、肩、腰、大腿、下腿を支えて3人以上で運ぶ。

7、事故処理

内容	方法
事故報告	事故の人身・対物を問わず、直ちに安全管理者に報告する。
人身事故	事故が人身にかかわる場合、事故発生場所で業務に携わる指導者または安全係は、救護のための応急処置をとった後、事故報告の手続きをとる。
安全管理者の処置	事故の報告を受けた安全管理者は、直ちに実行委員長に通報する。
重症、死亡事故、行方不明	発生事故が重傷または死亡に至った場合、または参加者が行方不明となった場合に、統轄安全管理者は大会長の名により緊急対策本部を設置し、所属団・県連盟関係者に対して必要な事故処理を命ずる
事故処理の細部	巻末事故対策図を参照のこと。

重症または死亡事故発生に際しては、その近親者を現地向かわせるための連絡を、所属団・県連盟関係者を通じて行う。

大会申し込み者に対しては「そなえよつねに保険」にて対応。

加盟員以外からの一般参加については、特別に傷害保険は等は付保しない。

各個人で保険加入してからの参加を推奨する。よって大会本部としては、責任は負えない。

8、重大事故の処理

統轄安全管理者は、重大事故発生に際しては、次のように処理する。

内 容	方 法
対策本部	事故処理のため、緊急対策本部を編成する。
事情聴取	事故にかかわりのある指導者および救助に立ち会った関係者から詳細な事情説明を受ける。
救 助	必要と思われるあらゆる救助活動に協力する。
連絡調整	被害者の所属隊長および被害者が本部スタッフの場合は所属団・県連盟関係者と密接な連絡をとり、事故処理の手続きを進める。
報告書	事故の状況およびその処理、その他援助を受けたこと等の報告書を作成し、速やかに大会本部各部に伝達し、事故の再発防止に努める。なお、報告書には事故発生の責任の所在に関しては記載せず、明らかな事実のみを報告する。
中止勧告	安全のため必要と判断した場合は、大会長に対して中止、または延期を勧告する。

9、緊急対策本部の構成員

大会長の指名に基づいて、統轄安全管理者が本部長となり、下記の部員をもって緊急対策本部を構成する。

- 安全管理者 2名
- 被害者の所属する団委員長
- 被害者の所属する隊長
- 被害者が本部スタッフの場合は県連盟関係者
- 大会本部(名誉副大会長・大会長・副大会長・実行委員長・副実行委員長・運営委員・プログラム委員・県連事務局)
- 鳥取県連盟関係者
- 日本連盟事務局(事務局長・他職員)

10、部外発表

事故に関する部外への発表は、県連盟事務局を通じて行い、参加者全員は不必要な言動によって誤解を招かぬよう、慎重な対応を行う必要がある。